次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

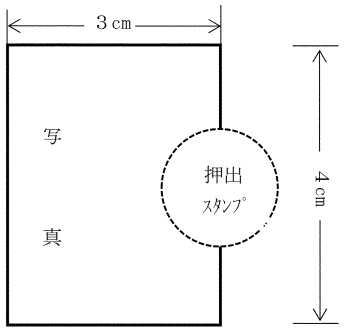
改正後

別紙様式

表　面

第　号
商品投資に係る事業の規制に関する法律第37条において準用する同法第30条第１項の規定による立入検査をする職員の身分証明書

官　職
氏　名
年　月　日生
年　月　日発行
発行者　印



裏　面

商品投資に係る事業の規制に関する法律抜すい 第30条　主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品投資顧問業者又はこれと取引する者に対し報告をさせ、又はその職員に、商品投資顧問業者の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 ２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 ３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第37条　第30条の規定は、商品投資販売業者について準用する。	第49条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 七　第30条第１項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（備考）１．用紙の大きさは、**日本産業規格**Ｂ７とする。
２．発行者は、農林水産大臣又は経済産業大臣とする。

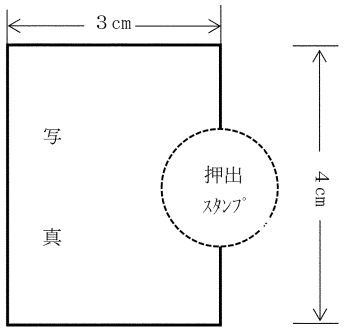
改正前

別紙様式

表　面

第　号
商品投資に係る事業の規制に関する法律第37条において準用する同法第30条第１項の規定による立入検査をする職員の身分証明書

官　職
氏　名
年　月　日生
年　月　日発行
発行者　印



裏　面

商品投資に係る事業の規制に関する法律抜すい 第30条　主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品投資顧問業者又はこれと取引する者に対し報告をさせ、又はその職員に、商品投資顧問業者の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 ２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 ３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第37条　第30条の規定は、商品投資販売業者について準用する。	第49条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 七　第30条第１項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（備考）１．用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ７とする。
２．発行者は、農林水産大臣又は経済産業大臣とする。

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。